

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 9年 3月 31日

内 容 女性の活躍推進に関する取組の内容の概況

目 標 労働者に占める女性労働者の割合を15%とする。

《対策》 1. 採用に関する事として

- バス運転手以外の職種として、運行管理部門、営業部門、観光部門、整備部門など女性が活躍できる場所が多岐に渡っていることを求職者に向けて積極的に募集を行う。
- バスの車内における募集の掲示、チラシなどを利用し広告する。

